

夏季闘争 新型コロナウイルス感染症対策下における緊急要求書提出 職員・教職員の安全確保と労働条件の改善を



6月2日、府労組連（大教組・府職労）は、府当局と事務折衝を行い「2020年府労組連夏季要求書」（裏面に掲載）を提出しました。知事部局も学校においても、新型コロナウイルス感染症の対応に追われるもと、今季の要求は「新型コロナウイルス感染症対策下における緊急要求書」として、当面する重点要求の実現を強く求めました。

災害時にも対応できる職員配置を

要求書の提出にあたり、藤川委員長は、この間のコロナ対応に敬意を表し、安心して働くことのできる職場環境に不可欠な「職免対応」や「自動車通勤の緩和」「在宅勤務の拡大」「特殊勤務手当の特例措置」などの対応について感謝の意を述べるとともに、3点について強く求めました。

この間、府労組連は災害時に対応できる人員配置を強く求めてきた。今回のコロナ対策においても、その必要性が鮮明になっている。

最前線に立つ保健所では4月の時間外勤務は170時間を超えたとの報告もある。この間、保健師や保健所職員の削減が「行革」の名のもと進められてきたことが大きな要因。あらためて職員基本条例職員数管理目標による職員削減の抜本的な見直しと、「業務量に応じた適正な人員配置」を強く求める。

別の対応が求められるが、ほとんどの学校の養護教諭は1人配置で、保健室は1ヶ所のみ。40人学級は「密」そのもので「感染予防の対策」は物理的にも人員配置においても困難な状況に置かれている。子どもたちの体に安全な消毒液や感染予防器具も学校任せの状態で、学校再開に向けて不安が募っている。一刻も早い人員配置と感染防止対策整備を求める。

府民の暮らしを支える対策強化を

コロナ対策による自粛が続き、府民の暮らしも大阪経済も極めて厳しい状況になっている。大阪は非正規雇用率も高く、就学援助率が全国約2倍など、府民の暮らしは厳しく、大阪府独自の経済対策が必要。大教組が行ったアンケートで「20日間お風呂に入っていない子ども」がいたことがわかった。子どもの貧困率が高い大阪では「給食が唯一まともな食事」という状態の子どもも少なくなく、休業中の子どもたちの健康状態も心配。

今年度の評価制度は中止を

府労組連は「府民・子どもたちのいのちと健康を守る」業務に専念するために、不急の業務の大胆な見直し・削減を求め。府庁においては全庁的な「応援体制」が取られ、学校では2ヶ月の休業措置が行われ、例年どおりの教育活動が困難になっている。そのもとで、今年度の人事評価の中止を強く求める。

これに対し、山野副知事は「コロナ対策では全庁をあげて対応し、職員みなさんに負担をかけるが乗り越えてきた。職員の努力のおかげであり感謝している。第二波に向けて何ができるのか、人員体制の確保についても、この間の経験もいかし、工夫しながら対応しなければならぬ。府労組連の要求はいずれも勤務条件に関わる重要な事項であり、誠実に協議していく」と述べました。

府労組連は、新型コロナウイルス対策下においても、職員・教職員が安心・安全に働き続けるための労働条件の改善をはじめ、切実な要求実現を求めて取り組みを強化します。

今後の交渉日程
●事務折衝
6月 8日（月）
12日（金）
●交渉
6月17日（水）
●拡大中央委員集会
6/17（水）19:00
エルおおさか709

2020年府労組連夏季要求書 (新型コロナウイルス感染症対策下における緊急要求書)

新型コロナウイルス感染症対策への連日連夜のご奮闘に心より敬意を表します。

憲法と地方自治の本旨を基本とし、「全体の奉仕者」として、府民のいのちと健康、安全・安心を守り、未来を担う子どもたちの教育を受ける権利を保障し、よりよい教育を行うため、民主的かつ効率的な職務を遂行できる賃金・労働条件の確立が必要です。労働条件の改善について5月22日に開催した府労組連第1回中央委員会の決定にもとづき、下記のとおり要求します。

については、誠意をもって回答されるよう強く求めます。

記

1. 労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。なお、労働条件等の改変にあたっては、合意を前提に十分な協議を行うこと。

2. 新型コロナウイルス感染症対策下において、次の要求を実現すること。

(1) 執務環境の整備、感染防止対策等、職員・教職員の安全確保に全力を尽くすこと。

また、感染者や濃厚接触者に接する業務を行う職員に対し、個人防護具(マスク・服など)を必要数確保するなど、感染防止に努めること。

また、妊娠中である職員等の業務軽減等を図るなど適切な勤務条件の確保に努めること。

(2) 学校や施設等の消毒作業等を徹底するために必要な物資(マスク、消毒液等)の確保や必要な予算・人員の確保を行うなど、労働条件の改善に努めること。また、教職員の安全確保のため、非接触型体温計等の必要な物資の確保や養護教諭・栄養教諭の業務負担を軽減するための人的措置等により労働条件の改善に努めること。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策における職員の時間外勤務実態(2月～5月)を明らかにし、過重労働対策を緊急に行うこと。また、週休日の確保、時間外勤務の上限規制や勤務間インターバルを徹底するなど、労働条件の改善に努めること。

また、緊急に保健師やケースワーカーの増員(臨時的任用職員を含む)を行うなど、長時間労働の解消に努めること。

(4) 夜間・休日等に自宅で電話等の対応をする職員に対し、時間外勤務手当を支給するのは当然のこととして、待機時間についてオンコール手当を支給すること。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、介護施設の休業や利用自粛等の要請等があり、被介護人の世話が必要な場合、職務専念義務を免除すること。

また、夏季休暇、結婚休暇の取得期間については、実態を踏まえ柔軟に対応すること。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、非常勤職員の在宅勤務適用を原則として認めること。在宅勤務が困難な

場合は、自宅待機とすること。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策のため、全庁的な業務の見直し、応援体制の強化、在宅勤務の促進、不急の会議の中止、学校の休校等の取り組みが進められているも、今年度の人事評価は中止すべきである。「新人事評価制度」「評価・育成システム」の評価結果にもとづく賃金反映は撤回すること。

(8) 学校の再開にあたっては、教職員の安全確保と快適な執務・教育環境を確保する観点での明確な基準や方針を示すとともに、全教室へのエアコンの設置、熱中症対策等を徹底するなど、教職員が安心して過ごせる場となるよう教育条件の整備を行うなど、労働条件の改善に努めること。

3. 一時金を6月30日に支給すること。一時金の「職務段階別加算」を廃止し、全職員へ一律に加算すること。勤勉手当への「評価結果」の反映、扶養手当の算出基礎からの除外を撤回すること。

4. 労働条件の改善は職員の働きがいと快適な職場環境につながり、府民サービスの向上とよりよい教育が実現できる。また、感染症の蔓延や災害時であっても住民の安全と生活を守るために、十分対応できる職員体制が必要である。そのためにも業務量に見合う必要な職員・教職員の配置を増やすなど、労働条件の改善をはかること。

5. 出産や育児、子の看護、障がいのある子の養育、介護等の休暇制度を拡充すること。

また、育児部分休業、子育て部分休業、介護時間等について、年次休暇との併用を可能とすること。

6. 職場環境の改善、労働安全衛生対策を抜本的に強化すること。

(1) 働きやすい職場環境の改善のため、労働安全衛生協議会(委員会)を拡充するとともに、50人以下の職場でも安全衛生委員会を設置すること。

(2) 定期健康診断など健康管理体制の拡充をはかること。人間ドック等の検診内容や受診枠の拡充をはかること。

(3) ストレスチェック制度は、個人情報保護と不利益防止の措置を徹底し、集団分析結果等を職場環境の改善につなげる。メンタルヘルス対策の抜本的強化をはかり、精神疾患等休職者の職場復帰に向けて必要な対策を講ずること。

【要望事項】

7. 職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」(総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室長通知/総行安第20号/令和2年4月30日)を踏まえ、速やかに公務災害認定を行うよう地方公務員災害補償基金大阪府支部に働きかけること。